

エコポイント対象住宅証明書の発行業務のご案内

株式会社 広島建築住宅センター

1. 業務の内容

証明依頼された住宅が、エコポイント対象住宅判定基準へ適合している場合、当該住宅に係る「エコポイント対象住宅証明書」を発行します。

- ・業務要領
- ・約款

2. 業務区域

広島県内全域

3. エコポイント発行対象となる新築住宅

- (1) 省エネ基準（平成11年基準）に適合する木造住宅
- (2) 住宅事業建築主基準（省エネ基準＋高効率給湯器等）に適合する一戸建ての住宅
- (3) エコポイント対象住宅基準（共同住宅等）に適合する共同住宅等

また、上記のほか、平成21年12月8日以降（ただし、平成23年8月1日から平成23年10月20日までの期間を除く。）に建築着工し、補正予算の成立日以降に、原則として、工事が完了し、引き渡された住宅であることが必要です。

4. 料金（消費税を含む）

(1) 一戸建ての住宅

- | | |
|-----------------|-----------------|
| ①省エネ基準による場合 | 13,000円 |
| ②住宅事業建築主基準による場合 | 15,000円（8,000円） |

※（ ）内は、省エネ基準の審査が省略できる場合の料金。

ただし、熱損失計算による場合は、10,000円を加算します。

(2) 共同住宅等 別途協議により決定します。

(3) 変更に係る適合審査料金は上記(1)・(2)の料金の半額とします。

5. 申請書式

- ・[エコポイント対象住宅証明依頼書](#)
- ・[変更エコポイント対象住宅証明依頼書](#)

6. その他

「住宅版エコポイント制度の概要」については、国土交通省の下記HPを参照してください。

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000017.html

※お問い合わせは、建築課の吉川・外山・遊佐まで（TEL 082-228-2220）